

堺市南区シンボルマークデータ使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南区民と南区の連携、交流の象徴を目的とした堺市南区シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用について必要な事項を定める。

(使用の申請)

第2条 堺市南区シンボルマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、堺市南区シンボルマーク使用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に使用見本を添付の上、あらかじめ堺市南区長（以下「区長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、南区役所がその業務の目的で使用する場合、申請書の提出を不要とし、区長の承認を得たものとする。

2 前項に規定する申請書は、使用を開始する日の1か月前までに区長に提出しなければならない。

(第三者の権利関係の措置)

第3条 使用者は、使用承認の申請に当たり、データを使用しようとする対象物に、第三者が特許権、意匠権、商標権、著作権その他の法的権利を有しているものが含まれていないか、あらかじめ調査し、第三者の法的権利を不当に侵害することのないよう適切に措置しなければならない。

(資格要件)

第4条 使用者が次に掲げる業種、団体等の場合は、シンボルマークを使用できない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (3) ギャンブルに係るもの（公営競技及び宝くじを除く。）
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (6) 総会屋、暴力団その他の反社会的団体又は特殊結社団体、若しくはこれらに関連する団体又は個人
- (7) その事業を営むについて官公署等の免許、認可を必要とする場合は、その免許、認

可等を受けていない者

- (8) 堺市から入札参加停止等を受けている企業等
- (9) 堺市の市税を滞納している者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適当と認める者

（承認通知）

第5条 区長は、第2条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは使用の承認を行い、堺市南区シンボルマーク使用承認書（様式第2号）により使用者に通知するものとする。この場合において、区長は必要と認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

（承認条件）

第6条 区長は、次の各号に該当するときは、シンボルマークの使用を承認するものとする。ただし、次の各号に該当しない場合でも堺市南区のPRに有効であると認められるときは、承認する場合がある。

- (1) 使用者は南区域で活動している個人・団体であること。
 - (2) 原作者の意図を改変しない範囲で使用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、使用者が第4条に定める業種、団体等の場合は使用を承認しない。

（使用期間）

第7条 使用者は、使用期間終了後、引き続きシンボルマークを使用しようとするときは、改めて第2条の申請を行わなければならない。

（使用方法）

第8条 使用者は、シンボルマークを使用した対象物の品質や役務の内容を保証するものではないことを理解の上でシンボルマークを使用すること。

- 2 次の各号のいずれかのものに使用してはいけない。
- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるもの。
 - (2) 堺市南区の信用又は品位を害するものと認められるもの。
 - (3) 政治的活動又は宗教的活動に利用されるおそれがあるとき。
 - (4) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または、支援しているような誤解を与えるおそれがあるもの。
 - (5) 特定の個人もしくは法人その他の団体又は商品等を支援しているような誤解を与

えるおそれがあるもの。

- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるもの。
- (7) 第三者の利益を不当に害するものと認められるもの。
- (8) シンボルマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるもの。
- (9) シンボルマークを変更（縦横比率、書体、図形囲み、重ね文字等を含む）するものや、カラーで使用する場合には変色させて使用するもの。
- (10) その他不適当と認められるもの。

3 申請者は、使用する権利を譲渡し、又は転借してはならない。また、申請目的以外の二次使用を行ってはならない。

（改善の指示及び使用承認の取消し）

第9条 区長は、使用者が申請した範囲を逸脱して使用していると認めたときは、使用者に改善を指示するものとする。

2 区長は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 速やかに改善の措置を講じないとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第8条の使用 방법에違反したとき。
- (5) 使用の承認に付した条件に違反したとき
- (6) その他区長が取り消すことが適当と認めたとき

3 区長は、使用承認の取消しを受けた者に対して、シンボルマークを使用する対象物について、回収等の措置を請求することができる。

4 区長は、第2項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

5 第2項の規定により使用承認の取消しを受けた者は、取消しを通知された日から3年が経過した日の属する年度末までの間、新たに使用の申請をすることができない。

（事故及び苦情の処理）

第10条 使用者は、シンボルマークを使用した対象物又は役務に係る事故、苦情が発生した場合は、速やかに堺市南区に報告し、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。

（賠償責任等）

第11条 堺市南区は、使用者が申請を行ったことに起因し、使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、シンボルマークを使用した対象物の瑕疵又は権利侵害により、第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、堺市南区に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、シンボルマークの使用に際して故意又は過失により、堺市南区に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

この要領は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。